

税金の種類



税には、国に納める「国税」と地方公共団体に納める「地方税」とがあります。「地方税」は、さらに県に納める「県税」と市町村に納める「市町村税」に分かれます。

国 税

国税の税目についての詳細は、各税務署にお問合せください。

直接税	所得税	個人の所得(収入から経費などを差し引いたもの)にかかります。
	復興特別所得税	東日本大震災からの復興を図るための施策に要する費用に充てるため、平成25年から令和19年まで各年分の所得税額に応じて、所得税と併せてかかります。
	森林環境税	森林の整備及びその促進に関する施策の費用に充てるため、令和6年度より個人県民税及び個人市町村民税と併せてかかります。
	法人税	株式会社などの法人の所得にかかります。
	地方法人税	法人税額に応じて法人税と併せてかかります。
	地方法人特別税	法人事業税(県税)の所得割額・収入割額に応じて法人事業税と併せてかかります。(令和元年9月30日以前に開始した事業年度分まで)
	特別法人事業税	法人事業税(県税)の所得割額・収入割額に応じて法人事業税と併せてかかります。(令和元年10月1日以後に開始した事業年度分より)
	相続税	相続や遺贈によって取得した財産にかかります。
間接税	贈与税	贈与によって取得した財産にかかります。
	消費税	国内での商品の販売・サービスの提供や輸入品にかかります。
	酒税	日本酒やビールといった酒類にかかります。
	たばこ税	たばこにかかります。
	たばこ特別税	
	揮発油税	自動車用のガソリンといった揮発油にかかります。
	地方揮発油税	
	航空機燃料税	航空機の燃料にかかります。
	石油ガス税	自動車用の石油ガス(LPガス)にかかります。
	石油石炭税	原油や石油製品、石炭などにかかります。
	自動車重量税	自動車や軽自動車にかかります。
	印紙税	契約書・領収書などの法律で定められた文書にかかります。
	登録免許税	不動産や会社の登記などにかかります。
	電源開発促進税	電力会社が販売する電気にかかります。
	とん税	外国貿易船の港への入港にかかります。
	特別とん税	
	関税	輸入品にかかります。
国際観光旅客税	日本からの出国にかかります。	

県税豆知識 その1 税金の分類

普通税: つかいみちが特定されていない税金

目的税: つかいみちが特定されている税金

直接税: 税金を負担する人が直接納める税金

間接税: 税金を負担する人が直接納めるのではなく、販売業者などを経て納める税金

県 税

普通税	直接税	県民税	個人県民税	県内に住所又は事務所・事業所等を有する個人にかかります。
			法人県民税	県内に事務所・事業所等を有する法人にかかります。
			県民税利子割	預金の利子などにかかります。
			県民税配当割	上場株式の配当などにかかります。
			県民税株式等譲渡所得割	源泉徴収選択口座内における上場株式の売却益などにかかります。
		事業税	個人事業税	個人が行う事業にかかります。
			法人事業税	法人が行う事業にかかります。
		不動産取得税	土地や建物といった不動産の取得にかかります。	
		自動車税	環境性能割	自動車の環境性能に応じて、取得の時に掛かります。
			種別割	自動車の所有にかかります。
		鉱区税	鉱区(鉱業権の登録を受けた区域)にかかります。	
	県固定資産税	大規模な償却資産に、市町が課することができる限度を超える部分について掛かります。(現在、県内に対象となる償却資産はありません。)		
	核燃料税	石川県が独自に課す法定外税で、発電用原子炉の発電事業などにかかります。		
	間接税	地方消費税	消費税額に応じて消費税(国税)と併せて掛かります。	
		県たばこ税	県内で消費者に販売されるたばこにかかります。	
ゴルフ場利用税		ゴルフ場の利用にかかります。		
軽油引取税		軽油の引取りなどにかかります。		
目的税	直接税	狩猟税	狩猟者の登録を受ける人にかかります。	

市町村税

市町村税の税目についての詳細は、各市町の税務担当課へお問合せください。

普通税	直接税	市町村民税	個人市町村民税	市町村の区域内に住所又は事務所・事業所等を有する個人にかかります。
			法人市町村民税	市町村の区域内に事務所・事業所等を有する法人にかかります。
		固定資産税	土地や家屋、償却資産にかかります。	
		軽自動車税	環境性能割	三輪以上の軽自動車の環境性能に応じて、取得の時に掛かります。
			種別割	軽自動車や二輪の小型自動車、原動機付自転車などの所有にかかります。
鉱産税	鉱物を採掘する事業にかかります。			
間接税	市町村たばこ税	市町村の区域内で消費者に販売されるたばこにかかります。		
目的税	直接税	事業所税	指定都市等(県内では金沢市)の区域内で行う事業にかかります。	
		都市計画税	都市計画区域を有する市町村の市街化区域内にある土地や家屋にかかります。	
		水利地益税 ※	水利事業等によって特に利益を受ける土地や家屋にかかります。	
		共同施設税 ※	共同施設によって特に利益を受ける人にかかります。	
		宅地開発税 ※	市街化区域のうち公共施設の整備が必要な区域内で宅地開発を行う人にかかります。	
		国民健康保険税	国民健康保険の被保険者である世帯主にかかります。	
	間接税	入湯税	鉱泉浴場(温泉)への入湯にかかります。	
宿泊税		金沢市が独自に課す法定外税で、金沢市内に所在する宿泊施設へ宿泊する人にかかります。		

※水利地益税・共同施設税・宅地開発税について、県内で課税している市町はありません。